

## 別紙第7

## 復帰段階の計画

要旨	<p>避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいので、この段階については、大綱を計画します。</p> <p>復帰に当たっては、避難住民の復帰に関する要領を作成します。</p> <p>事態の緊急性が低いと考えられるので、必ずしも誘導を行う必要はなく、当時の最適な方法により復帰を行います。</p>
----	--

### 関連する計画

市	避難住民の復帰に関する要領
---	---------------

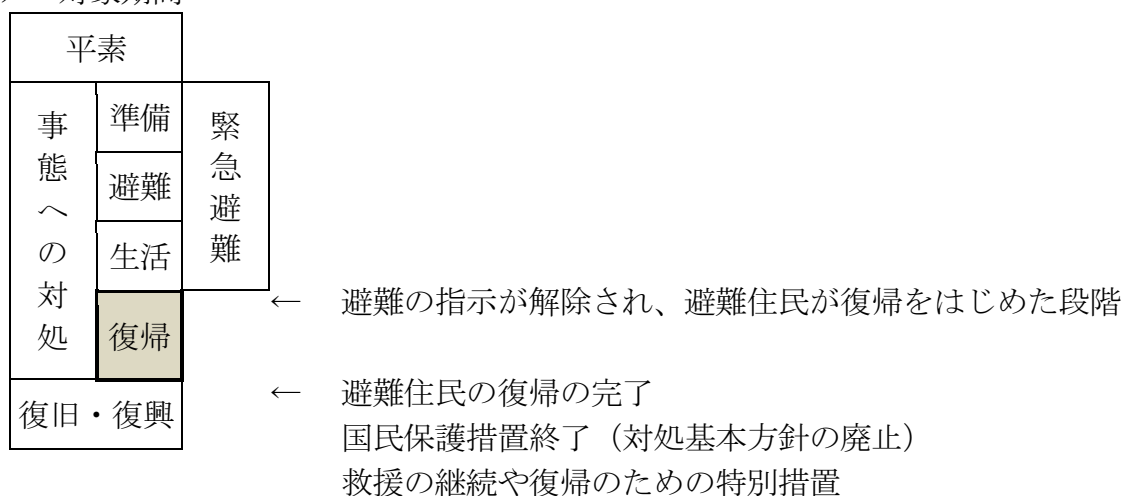
### 避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
<p>避難タイプによる違いはなく、共通です。</p> <p>対処は、当時の状況によります。</p>		

## 1 状況

### (1) 期間

#### ア 対象期間



## イ 留意事項

(ア) 対処基本方針が廃止された場合は、救援の継続や復帰のための措置について、何らかの

措置により行います。

(イ) 復帰のための措置

a 誘導以外の措置

b 市長、知事による誘導

## (2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

## 2 構想

## (1) 活動方針

市は、県から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ります。この際、復帰地域の安全情報等の収集と住民に関する情報の提供を重視します。

## (2) 実施要領

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

## ア 情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、連絡体制の整備

a 復帰前の情報収集及び**避難住民の復帰に関する要領の作成**

市（事務局及び各部局）は、避難住民の復帰に先立ち、県（危機管理局ほか関係部局）、警察、消防等及び避難先（各避難所等）の自治会等の協力を得て、以下の情報を収集、整理し、復帰の日時及び方法等を検討し、**避難住民の復帰に関する要領を作成します。**

- ・ 復帰先の被害状況及び安全確認
- ・ 復帰経路等に関する情報
- ・ 復帰間及び復帰後の住民支援に関する事項
- ・ 避難住民の状況及び安否情報

b 復帰間の情報収集

市（事務局、各部局）は、安全かつ円滑な復帰のため、避難の間を通じて県、関係機関・団体などから、以下の情報を継続して収集します。

- ① 復帰先地域の安全確認情報
- ② 復帰の進捗状況
- ③ 復帰住民の安否情報

c 情報の連絡体制の整備

市（事務局）は、復帰に伴い、県、関係機関・団体等との情報連絡体制を整備し、随時情報を提示します。

d 避難住民に対する情報提供

市（総務部）は、避難住民に対し復帰に係る情報等を適時に提供します。

(イ) 情報収集体制

平時（レベル1）

## イ 実施体制

- (ア) 復帰体制への移行
- a 市は、避難の指示の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、組織の体制を避難生活体制から復帰体制へ移行します。
  - b 市（総務部）は、復帰に伴い、市役所等の復帰及び仮庁舎などの撤去・原状回復を行います。
- (イ) 対策本部の廃止
- a 市長は、対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく対策本部を廃止します。
  - b 市（事務局）は、対策本部を廃止したときは、対策本部設置の通知に準じて対策本部廃止の通知を行います。
- (ウ) 復帰支援センターの開設
- a 市は、対策本部の廃止に伴い、復帰支援センターを開設します。
  - b 同センターの長は市長とし、開設期間は復帰完了と判断されるまでとします。
- (エ) 復帰先地域の被災状況、安全状況の確認
- a 市（復帰支援センター）は、県と共同で調査隊を派遣し、復帰先地域の被災状況、安全状況を確認します。
  - b 安全が確保されていないときは、県を通じて又は直接、関係機関・団体に対し安全対策を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。
- (オ) 職員の派遣要請等
- 人員が不足する場合、「第5章 国民保護措置の基本的な実施内容」の「7 人に関すること」の「(1) 職員の派遣と斡旋」の「イ 職員の派遣の要請、斡旋の求めなど」に準じて職員の派遣、斡旋を求めます。
- ウ 避難、救援
- (ア) 避難の指示の解除
- 避難の指示の解除については、消防団、避難先における自治会等の協力を得て、避難の指示に準じて伝達、通知します。
- (イ) 避難住民の復帰に関する要領の作成
- 市（復帰支援センター）は、以下の事項について県の支援を受け、避難住民の復帰に関する要領を作成します。なおその際、関係機関・団体と密接に連絡調整を行います。
- ・ 復帰の経路、交通手段その他復帰の方法に関する事項
  - ・ 復帰住民の誘導の方法、復帰住民の誘導に係る関係職員の配置その他復帰住民の誘導に関する事項
  - ・ 避難行動要支援者の輸送手段（患者運送者等）
  - ・ その他復帰の実施に関し必要な事項
- (ウ) 被災者の救援
- 市（復帰支援センター及び各部局）は、県の行う以下の救援を補助します。また、県と救援内容等について逐次調整し、必要に応じて要請を行います。
- a 応急仮設住宅の建設
  - b 被災住宅の応急修理
  - c 食品の給与及び飲料水の供給
  - d 生活必需品の給与又は貸与

e 医療及び助産の提供

※ ただし、救援の期間については、厚生労働大臣が示すまでの期間とします。

エ 武力攻撃災害への対処

(ア) 応急復旧

a ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、通信）施設の応急復旧

市（建設部）は、下水道について可能な限り速やかに応急復旧、共用するとともに、住民の復帰に必要な運送路及び復帰住民の生活に必要なライフラインについて関係機関・団体に対し応急復旧を要請します。

b 公共施設等の応急復旧

教育施設などについては、可能な限り速やかに応急復旧、供用します。また、市役所などについても応急復旧により迅速に業務を再開します。

(イ) 住民の生活の安定

a 被災者の生活確保

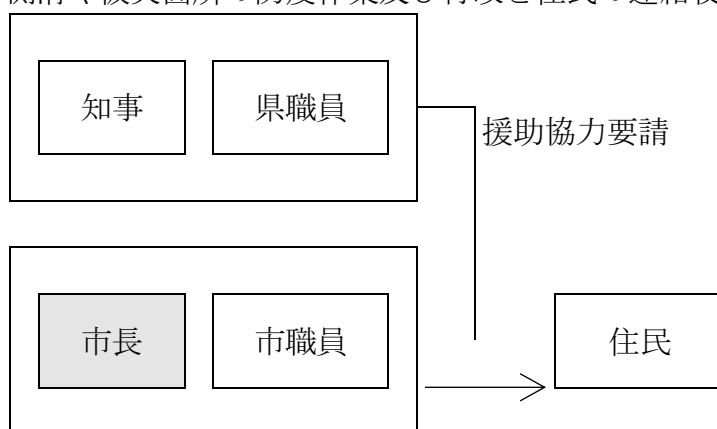
b 義援金、救援物資等の配分

(ウ) 埋葬、火葬の早急な実施

(エ) 廃棄物の早急な回収、処分

(オ) 保健衛生の確保などへの住民の協力

市（市民生活部）は、武力攻撃終結後、住民に対し武力攻撃災害を受けた地域の公衆衛生を確保するために必要な援助及び集団健康相談の実施、廃棄物の処理、側溝や被災箇所防疫作業及び行政と住民の連絡役について協力を要請します。



### 3 各機関の役割

#### (1) 市

各課等		事務又は業務の大綱
共通		その他市長の命ずる事項、または復帰支援センター長の求める事項
事務局・復	自治防災課及び 応援職員	1 対策本部の廃止 2 復帰に関する総括 3 避難住民の復帰に関する要領の作成 4 復帰支援センターの設置・運用 5 復帰に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調

帰 支 援 セ ン タ ー		<p>整</p> <p>6 警報解除、避難の指示解除の伝達等</p> <p>7 被災情報の収集・提供等</p> <p>8 特殊標章等の回収</p>
総 務 部	総務課 秘書課 財政課 地域振興課 出納室 議会事務局 監査事務局 選管事務局	<p>1 運送の手配、運営（避難住民）</p> <p>2 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等</p> <p>3 職員の活動支援、安否等に関する事項</p> <p>4 市有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等</p> <p>5 市役所仮庁舎・現地対策本部の廃止等</p> <p>6 鳥取情報ハイウェイに関する事項</p> <p>7 義援金の収納・配布等</p> <p>8 国民保護措置関係予算その他財政に関する事項</p> <p>9 費用の出納及び物品の調達</p> <p>10 復帰等に係る広報・広聴</p> <p>11 写真等による情報の記録・収集等</p> <p>12 自治会、自主防災組織の連絡調整・支援</p> <p>13 相談窓口の設定（住民復帰以降開設）</p> <p>14 人権の擁護</p> <p>15 市議会に関する事項</p>
市 民 生 活 部	市民課 環境衛生課 税務課 収税課	<p>1 安否情報の収集・提供、安否情報システムへの入力等</p> <p>2 戸籍等の保護</p> <p>3 火葬、埋葬に関する事項</p> <p>4 廃棄物処理、ゴミの処理</p> <p>5 死亡獣畜の処理</p> <p>6 食品衛生、食中毒防止等衛生に関する事項</p> <p>7 水質検査</p> <p>8 トイレ、入浴施設の確保、需要・供給状況</p> <p>9 住民の復帰誘導（境地区・上道・余子地区）</p>

福祉 保健 部	福祉課 長寿社会課 健康推進課 子育て支援 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい者の復帰に関する事項</li> <li>2 避難先地域の避難所の閉鎖及び復帰地域の避難所の開設</li> <li>3 赤十字標章等の回収</li> <li>4 高齢者の復帰に関する事項</li> <li>5 復帰住民に対する医療、助産の提供</li> <li>6 復帰住民の健康維持、保健衛生、感染症の予防、対策等</li> <li>7 食品衛生、食中毒防止等</li> <li>8 乳幼児等の復帰に関する事項</li> <li>9 保育所園児の復帰等に関する事項</li> <li>10 保育所園児の応急保育、保育の復旧</li> <li>11 ボランティアの支援・調整</li> </ol>
産 業 部	観光振興課 農政課 水産商工課 農委事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送の手配、運営（物資）</li> <li>2 復帰住民への生活関連物資の確保、給与</li> <li>3 商工農水産業の復旧・復興支援</li> <li>4 外国人への情報提供及び復帰に関する事項</li> <li>5 救援物資の管理、集配に関する事項</li> <li>6 復帰住民への食品の確保、給与</li> <li>7 復帰住民への食品の確保、給与</li> <li>8 河川・海岸漂流物等に関する情報収集・保管・対処等</li> </ol>
建 設 部	管理課 都市整備課 建築営繕課 下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復帰経路の状況確認・確保・情報提供</li> <li>2 電気、ガス、水道電話等の確保に関する連絡調整等</li> <li>3 武力攻撃災害の応急復旧等</li> <li>4 市街地等の状況把握、復旧</li> <li>5 公共土木施設等の状況把握、対策</li> <li>6 用地の確保、土地の使用・提供等</li> <li>7 危険箇所、支障となる工作物の除去等</li> <li>8 土木資機材等の手配</li> <li>9 住民の復帰誘導（外江・渡地区・誠道・中浜地区）</li> <li>10 復帰住民への飲料水の供給</li> <li>11 応急仮設住宅等の手配・建設・供与</li> <li>12 建築の制限、緩和等</li> <li>13 被災者住宅の再建支援</li> <li>14 市営住宅の調査、応急復旧、提供</li> <li>15 下水道施設の被害調査、応急復旧等</li> <li>16 し尿処理</li> </ol>

教委事務局	教育総務課 生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒等の復帰等</li> <li>2 児童生徒等の応急教育、教育の復旧</li> <li>3 文教施設等の状況把握、対策、提供</li> <li>4 避難所の確保、開設、運営に対する協力</li> <li>5 文教施設等の状況把握、対策、提供</li> <li>6 文化財の保護・復帰</li> </ol>
消防団		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復帰住民の誘導</li> <li>2 高齢者、障害者、乳幼児等の復帰の補助</li> <li>3 復帰住民への情報伝達及び市内情報の収集</li> <li>4 復帰住民等の救援の補助</li> </ol>

## (2) 県

機 関 名	内 容
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県国民保護対策本部の廃止</li> <li>2 復帰地域、経路の安全確認と復帰に関する住民への情報提供</li> <li>3 市町村の復帰支援</li> <li>4 復帰住民の救援</li> </ol>

## (3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機 関 名	内 容
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務

## (4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置の準備、実施 (1) 応急の復旧に関する措置</li> </ol>

## (5) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報の解除の放送</li> </ol>

	2 避難の指示の解除の放送)
--	----------------

## (6) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
共通	指定公共機関に準じます。